

井田病院医療用機器(IABP コンソール)賃貸借仕様書

1 目的

本件は、IABP コンソールを借り受け、これを循環器科手術等において、担当医師の指示する患者に使用することを目的とする。

2 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 履行場所

川崎市中原区井田2-27-1 川崎市立井田病院

4 対象機器

(1) ゲティング

CS300 1台

5 業務の内容等

(1) レンタル物品の設置

ア 受注者は、レンタル物品の設置にあたっては、使用方法・緊急時の連絡方法等について十分発注者に説明し、説明書等をレンタル物品にも添付するものとする。

イ 受注者の責に帰する事由により発注者が装置を使用できなかったときは、速やかに受注者は代替機を用意するものとする。

(2) 使用方法

発注者は、レンタル物品を十分に承知の上、必要時において借り受けるものとする。

(3) 賃貸借料

物品の契約料金は、単価一覧のとおりとする。

(4) 報告義務

発注者はレンタル物品の設置施設において、当該レンタル物品を使用した時について、患者に身体上の異変が見られたとき、又は、レンタル物品に異常が見られた時は遅滞無く受注者に報告するものとする。

(5) 故障の修理

ア レンタル物品の設置完了後、受注者は、発注者から連絡のあった物品の故障については、速やかに修理を行うこと。

イ 前項の修理にかかる費用は、受注者の負担とする。但し、受注者の責に帰せない理由により発注者がレンタル物品を滅失、又は毀損した場合は、受注者は発注者と協議の上、損害を賠償させることができるものとする。

(6) 設置施設の変更

発注者は、設置場所を変更する場合には、予め受注者に通知するものとする。受注者は、変更通知を受けた時は速やかに設置施設、場所を変更し、発注者に報告するものとする。

(7) 回収

ア 発注者がレンタル物品の使用を中止した場合は、発注者は受注者にレンタル物品の回収を通知するものとする。

イ 受注者は前項の通知があった時は、遅滞なくレンタル物品を回収すること。

ウ 発注者からの使用中止の通知をもって、レンタル期間の終了とする。

(8) 管理

発注者はレンタル物品を最善の注意をもって管理するものとする。発注者は、レンタル物品の所有権が受注者に属することを周知させ、受注者の許可無くこれを第三者に譲渡転貸又は担保に供しないものとする。レンタル物品につき、第三者がその権利を主張し、または仮差押えもしくは強制執行の申し立て等をしようとした場合には、直ちに受注者にその旨連絡するものとする。

6 受託者の責務

(1) 一般的注意事項

受注者は、業務を遂行するにあたって市立病院が公的医療機関として市民に適切な医療サービスを提供するものであることを認識し、身だしなみ、言葉づかいなどに十分配慮しなければならない。

(2) 関係法令の遵守

受注者は、業務を遂行するにあたって、関係法令を遵守し、市民の信頼を失うことのないよう細心の注意を払わなければならない。

7 公租公課

レンタル物品の固定資産税等は、受注者の負担とする。

8 保険

5(5)イの但し書きにより、負担する損害金は動産総合保険で補償された場合は、その限度額において、発注者はその責を免れるものとする。

9 請求

受注者は、業務完了後、毎月初めに前月分の賃貸借料を発注者の指定する方法により遅滞なく請求するものとする。

10 感染防止対策

受注者は業務を遂行する上で、病院という施設の特殊性を考慮し、井田病院院内感染対策マニュアル等に準じた感染防止対策を講じて作業を行うこと。また、万が一業務従事者が感染症等に感染した場合には、発注者の指示に従い、当該業務従事者への処置及び他の者に感染することが無いように感染症対策を迅速に講ずること。

単価一覧

品名・品番	数量	単位	月額単価 (税抜)
ゲティング CS300	1	台	円

使用見込:

1か月あたり1台 × 12か月